

(工学部内規程第21号)

鳥取大学工学部広報委員会規則

(設置)

第1条 鳥取大学工学部に、広報活動の円滑な実施を図るため、鳥取大学工学部広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- 一 広報誌の編集及び発行に関すること。
- 二 ホームページの制作及び維持に関すること。
- 三 その他広報活動に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 副学部長（総務担当）
 - 二 大学院工学研究科各講座の教授、准教授又は講師のうちから選出された教員 各1人
 - 三 事務長
 - 四 その他学部長が必要と認めた者
- 2 前項第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 第1項第4号の委員の任期は、その都度学部長が定める。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副学部長（総務担当）をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって開くものとする。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決するものとする。

(意見の聴取)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、専門的事項を処理するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、工学部事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が定める。

附 則

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 この規則施行により、第3条第1項第1号に規定する最初の委員となる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、委員の半数は、平成15年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。